

災害時の対応について

青梅総合高等学校

《災害時の対応についての規定》

地震、台風、大雪等により次の事態が生じた場合は下に示すような対応を取る。

- 1 **午前 6 時**の時点で、東青梅駅を通る青梅線が運休している場合。
→まず、自宅で待機し、**本校 Twitter**、本校ホームページやテレビ等の情報に注意し、次の判断に備える。
- 2 **午前 8 時**までに運行が再開された場合
→3 時限目から授業を開始します。安全に留意して登校すること。
- 3 **午前 10 時**までに運行が再開された場合
→5 時限目から授業を開始します。安全に留意して登校すること。
- 4 午前 10 時までに運行が再開されない場合は、全日自宅学習とします。

以上を基本的な判断基準としますが、台風の接近や停電などの状況によっては、上記の規定によらず判断することがあります。

他の交通機関の運休や災害等により登校が困難な場合は、その状況を学校に連絡し、学校からの指示に従ってください。

登校後に状況が変化する可能性がある場合は、学校が判断し、下校時間の繰上げ等の対応をおこないます。